

議第37号

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

滋賀県道路占用料徴収条例（昭和44年滋賀県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表の表の部分の部分を次のように改める。

占用物件の種類		単 位	用 料			
			所 在 地			
			第2級地	第3級地	第4級地	第5級地
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき 1年	800	570	480	430
	第2種電柱		1,200	870	730	670
	第3種電柱		1,700	1,200	990	900
	第1種電話柱		710	510	430	390
	第2種電話柱		1,100	810	680	620
	第3種電話柱		1,600	1,100	940	850
	その他の柱類		71	51	43	39
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1メー トルにつき 1年	7	5	4	4
	地下に設ける電線そ の他の線類		4	3	3	2
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	700	490	420	380
	地下に設ける変圧器	占用面積1 平方メー トルにつき 1年	430	300	260	230
	変圧塔その他これに 類するものおよび公 衆電話所	1個につき 1年	1,400	1,000	850	780
	郵便差出箱および信 書便差出箱		600	420	360	330
広 告 塔	表示面積1 平方メー トルにつき1	4,800	1,800	870	590	

				年				
			その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400	1,000	850	780
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの			長さ1メートルにつき1年	30	21	18	16
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの				43	30	26	23
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの				64	45	38	35
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの				86	61	51	47
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの				130	91	77	70
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				170	120	100	93
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				300	210	180	160
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				430	300	260	230
	外径が1メートル以上のもの			860	610	510	470	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	4	3	3	2
			その他のもの		14	10	9	8
		道路の構造または交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	1,100	810	680	620
	その他のもの	上空に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	710	510	430	390
地下に設けるもの		430	300		260	230		

		もの					
		その他のもの		1,400	1,000	850	780
法第32条第1項第4号に掲げる施設				1,400	1,000	850	780
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額			
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額			
	上空に設ける通路			2,400	900	430	290
	地下に設ける通路			1,500	540	260	180
その他のもの			1,400	1,000	850	780	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	48	18	9	6
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	480	180	87	59
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	480	180	87	59
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,800	1,800	870	590
	標識		1本につき1年	1,100	810	680	620
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	48	18	9	6
		その他のもの	1本につき1月	480	180	87	59
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	48	18	9	6
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	480	180	87	59
		車道を横断			4,800	1,800	870

	アーチ	するもの その他のもの	1基につき 1月	2,400	900	430	290
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	1,400	1,000	850	780
政令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	480	180	87	59
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設				140	100	85	78
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額			
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額			
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額			
その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額					
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物			Aに0.022を乗じて得た額			
	その他のもの			Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額				
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額				
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025を乗じて得た額				
	トンネルの上または自動車専用道路（高		Aに0.012	Aに0.015	Aに0.019	Aに0.022	

政令第7条第13号に掲げる施設	架のものに限る。)の路面下に設けるもの	を乗じて得た額	を乗じて得た額	を乗じて得た額	を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額			
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額			
政令第7条第14号に掲げる施設		Aに0.031を乗じて得た額			

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした許可に係る占用料（占用許可の期間が令和5年度以降にわたる場合の占用料で毎年度当該年度分を納付することとされているものにあつては、令和5年度以降の占用料を除く。）の額については、なお従前の例による。